審議会等の会議結果報告

１．会　議　名	令和 8 年度 第 1 回　松阪市障害者地域自立支援協議会全体会
２．開 催 日 時	令和 8 年 8 月 31 日（月）13 時 30 分～15 時 48 分
３．開 催 場 所	松阪市福祉会館　3 階大会議室
４．出席者氏名	（委　員）寺本博美、堀康太郎、中島信哉、瀬田正子、海住さつき、藤本利幸、八田久子、清水千裕、廣路雅之、竹内裕哉、南浦俊秀、池上祥二、前島沙耶香、瀬古ルミ、三尾慎士、山中千聡、松田武己 （事務局）大西学、青木覚司、平野千里、久保直樹、亀谷佳伸、寺井俊二、神野由寛、島優子
５．公開及び非公開	公開
６．傍 聴 者 数	1 名
７．担　　当	松阪市障がい福祉課　障がい福祉係　久保 TEL　0598-53-4082 FAX　0598-26-9113 e-mail：shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

〇協議事項

・障害者自立支援協議会について
・第 7 期松阪市障がい福祉計画及び第 3 期松阪市障がい児福祉計画の年度報告について
・第 8 期松阪市障がい福祉計画及び第 4 期松阪市障がい児福祉計画について
・令和 7 年度松阪市障がい福祉事業実績報告について
・ワーキングチームについて
・その他（第 6 期松阪市障がい者計画について）

令和８年度第１回松阪市障害者地域自立支援協議会全体会会議録

令和８年８月31日(月)
13:30～15:48(2時間18分)

事務局(司会)　開会

【松阪市福祉事務所長(挨拶)】
【自立支援協議会委員(自己紹介)】
【事務局職員(自己紹介)】

事務局(司会)
　事項書の３番に移りたいと思います。これより会長・副会長の選出を行います。委員の皆様に会長・副会長の選任についてお諮りをいたします。どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか？　特にご意見がなければ、事務局から推薦させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか？

委員　同意

事務局(司会)
　ありがとうございます。そうしましたら、事務局より会長に寺本様、副会長に本日ご欠席でいらっしゃいますが、花井様ということで、ご提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか？　賛成の方について、挙手でご承認をお願いいたします。

委員　挙手

事務局(司会)
　ありがとうございました。では賛成多数で、会長に寺本様、副会長花井様ということで、選任をさせていただきたいと思います。では、会長の寺本様より、就任のご挨拶をお受けいたしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会長
　改めて会長としてご挨拶を申し上げたいと思います。私、この会長職を務めはじめてもう４期目です。かなり長く障がい者の問題について、皆さん方と協議をさせていただいてまいりました。いよいよ、これが私の最後の仕事になるかもわかりませんけども。限られた時間の中で、質のある議論をしなければならない。非常にタイトな状況の中で、年に二回しか会議が開かれません。その

中で、それぞれ現場でご活躍をしていただいている皆さんの意見の交換会ということになるかと思いますけれども。十分な協議そのものがどういったものかわかりませんけども、できるだけ質のある、ハイレベルな形で議論ができるようにしていきたいと思いますので、皆さん方のご協力を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いしたいと思います。会長になりましたので、一言ご挨拶をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

事務局（司会）

それでは続きまして、議事の４番に移りたいと思いますが。議事の進行につきましては、協議会運営規則第６条で会長が議長となりますので、寺本会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会長

それでは、議事の方に入っていきたいと思います。議事につきましては、大きく分けまして二通りあるかと思いますが。まず １ 番。(1)、(2)、(3)。報告的、あるいはデータを中心としたお話になるかと思いますけれども。まず(1)について、障がい者地域自立支援協議会の説明を、事務局の方からお願いしたいと思います。なお、ご意見・ご質問等々あるかと思いますけれども。事務局からすべての説明が終わりましたら、まとめてご意見・ご質問をいただけたらと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。それでは、まず(1)の障がい者地域自立支援協議会についての説明を資料１に基づいてお願いしたいと思います。

【事務局：(1)障害者地域自立支援協議会についての説明】

会長

続きまして、２番目。(2)、二つありますが、まず 2-1 として、第７期松阪市障害福祉計画及び、第３期松阪市障害児童福祉計画の年度報告について、事務局の方からご説明のほどお願いしたいと思います。資料２に基づいてお願いします。

【事務局：(2)第７期松阪市障がい福祉計画及び第３期松阪市障がい児福祉計画の年度報告について説明、第８期松阪市障がい福祉計画及び第４期松阪市障がい児福祉計画について説明】

会長

続きまして、事務局からの説明が続きますけれども、３ 番目。令和 7 年度松阪市障がい福祉事業実績報告、概要について。資料 4 を基にしてご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局：(3)令和 7 年度松阪市障がい福祉事業実績報告の説明】

会長

（1）～（3）まで事務局からご説明がございました。（1）～（3）につきまして、ご意見・ご質問等がおありであれば、挙手をしてご発言いただければと思います。

委員

すみません。本当にたくさんのお金をかけて、支援をしていただいていると思うんですけど。私、車いすの申請をさせていただきましたけども。電動と手動では、車いすは無理ですよということで。それで、県に言ってるんですけど、絶対それ無理ですって。そしたら私自費で買わないといけないということになったんですけど。自費では賄いきれなかったもので、なんとかなりませんかということを市と県にお願いして回ってるんですけど。これは決まっていることなので仕方ないということなんですよ。そのへんをちょっとお考えいただきたいなと思うんですけど。市の方でも。それで、どうしたらいいんですかって言ったら、やっぱりこれは国が決めていることだから、国へ言ってくださいということで。国へ申し出ようと思って。国に意見が言える機会がありますので、そこでお願いしますって言ってるんですけど。これはどうなんですか？　市ではなんともできないんですか？　日常生活が、これ全然だめだったら寝たきりになるじゃないですか。

事務局

ご意見ありがとうございます。先日窓口にお越しいただきまして、今のご相談を承っております。一人につき複数台というのはできないということが、障害総合支援法で決まっておりますので。そのような対応をさせていただいたところでございます。これは障害総合支援法でございますので、決まっている法律に基づいて対応させていただいたというところでございます。ご理解の方、よろしくお願いいたします。

委員

すみません。それ十分わかっているんですけど。これを閉められたら、うちの子は寝てないと仕方ない。そんな状況ですので、なんとかできないかとお話したんです。それで、国の方に言う時間を見つけて、お願いしているわけなんですけど。長く長く使わせてもらって、いよいよ使えないとなった時に、そうお願いしてるんです。だから、時間をもっと長くしてもらうとか、いろんな方法があるかと思うんですけど。そこらへんをお考えいただけないかなと思って、こういった発言をさせてもらいました。

事務局

今、お話いただきました使用期間ですね。このあたりについても決まりがございますので、松阪市の決まりに沿って対応させていただいております。その他にも取り組む基準がございますので。現状としましてはですね、そういう基準に則って対応しているというところでございます。

委員

対応してもらってないから言ってるんですけど。

事務局

いえ。そういう基準に沿って、現在は皆さんに対応させていただいています。今ご利用いただいているのに、もう 1 台電動のものをご使用したいということなんですが。それについては、複数台は認められないという決まりがございますので、それに則って、障がい福祉課としては現状対応しているということです。

委員

ごめんなさい。それともう一つ。重度訪問介護の時間数が決まってるということなんですけど。重度の訪問介護を受けているから言えるんですけど。私のところは時間内でなんとか取れるので大丈夫なんですけど。一人では放っておけない時間があると、時間が足りないので、施設へお願いをして。足らない時間数だけ施設にお願いをして。今のところそうしているということなんですけど。親が全然だめになった時に、この子は一人では生活無理なので、それはそうなんですけど。親がまだいる場合は、なんとか家で過ごしていきたいという要望があるんです。子どもにしても、親にしても。でも、時間が足らないから施設へ 3・4 日預けなさいというので、施設へ 1 ヶ月に 2・3 日預けないといけないということになっているらしいです。これも、なんとか良い方法はないかなと私は思ってるんですけど。なんとか考えていただきないかなというお話になります。

事務局

重度訪問介護についてのご意見でございます。重度訪問介護というサービスにつきましても決まりがありまして。月何時までというのがございます。その決まりに則ってご利用をいただいておるんですが。今、おっしゃっていただいた。今はお家ですけど、いずれはグループホームなり、そちらへのご移行を考えていただいてということだと思うんですけど。それにつきましては、計画相談員さんが付いているかと思うんですが。重度の方も預かっていただけるようなグループホーム等、こちらの方のご利用を考えていただく必要があるかと思いますので。そのような制度を松阪市の中でも作っておりますので。計画相談員さんを通じてご相談いただければ、そのご案内もできるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員

すみません。それは、親が亡くなった時は、一人暮らしはできないかなと、私も思うんですけど。でも、親を亡くしても頑張ってるんです。けれども、そういう施設に入らないといけないというだけで。親と一緒に暮らして、重度訪問介護を受けながら一生懸命やっている人については、本当に考えてもらいたいんです。時間が足らないから施設へ一週間に 3、4 日活用されるという方が。

私、ちょっと皆さんに聞いてほしいとこなんです。それはね、以前に重度訪問介護を受けた人は

認められている。そういう決まりだったんです。そういう子もいるんです。だけど、今受けさせてもらうということになると、時間数が限られてくる。時間数内に受けられない場合は、施設に行きなさいということで、大変な思いをしている人が多くなってきたんです。だいたい、介護が難しくなってきたから重度訪問介護をお願いしてると思うんですけども。それが 3 日も 4 日も、その子一人は置いていけないんで。その子の介護の空きがないように、施設にというふうになってはほしいんですけど。それも事務局さんに考えていただきたい。大変なことだと思うんですけども。障がいを持っていても、本当に楽しくやっていきたいので。お家で過ごしていきたいと思いを込めながらやっているんですけど。

それともう一つ。先生が行って、追い出されているというのも聞いたことがあるんですけど。ちょっとごめんなさい。この人、見られませんということで。敬遠されているという状況も聞いたことがあるんです。本当に皆さんで考えていただきたいということなんです。

会長

個別で具体的に細かい意見はいろいろとあるかと思いますけれども。心配なことは非常によくわかると思いますし。実際に今日の〇〇新聞かな。18 歳の壁という記事があったと思います。親の仕事とケアをどう両立させるかという問題があったりして、いろんな問題抱えてるし。それから、〇〇新聞の方でも、いわゆる雇用者代行ビジネスについての問題。いろんな問題が上がってきてます。我々も広く目を向けていかなくてはならないところもいっぱいあると思いますし。すべてを対応しようと思うと、これはなかなか難しいところがあると思います。やはり、どうやって具体的な形で組み合わせていくかというところが、我々が知恵を絞る必要があるかと思いますけれども。

また、現場で一生懸命仕事をしているような方も、同じような問題を抱えていると思います。これは我々の頭の中にきちんと収めておきたいと思いますし。事務局の方で対応できるように前を見ていこうということで。

ちょっと私がしゃべりすぎたので、もう 15 分しかないんですね。この 15 分の中でこれから報告をやってもらわないといけないということになってしまいました。90 分という制約。やはり我々はですね、無制約でいろんなことができるわけではない。従って、取捨選択をしなければならない。その時の、選択をする時の組み合わせが一番いい方法を考えるしかない。これは残念ながら、我々は制約のある社会で生きているということだと思いますので。そういうところも、我々は十分に理解しながらですね。残された時間ですが、間違いなく予定通りにいきますとオーバーしますので。あとの時間を控えている方があるかと思いますので、それは 3 時で切り上げてもらって大丈夫かと思いますので。

会長

次の議題に移っていきたいと思います。よろしいでしょうか？

委員

すみません。先ほどの委員の意見、本当に切実な要望だと思いますし。私、県の方の取り組みもさせていただいているんですけども。やはり、個々には難しいかもしれませんけども。市町の許容範囲もありますけども。逆に市町で決められることもありますので。そのへんを、柔軟な対応をしていただいて。会長が言われましたけれども。その中で、できる方法を検討していただきたいです。ぜひ、お願い申し上げたいと思います。

会長

それでは 4 番目。いわゆる専門部会の、皆様方のご報告。なかには、いろいろとご提案なり、協議してほしいという問題がいくつかありますけれども。限られた時間の中ですが、別に急ぐ必要はありませんので。用意されたことをきちんとしゃべっていただきたいと思いますので。まず、リエゾンさんの方からお願いしたいと思います。

【委員 ：(リエゾンからの報告)】

会長 ：それでは 2 番目にじょいんさん、お願いしたいと思います。

【委員 ：(じょいんから報告)】
【事務局：(医療児ケア部会の説明)】

会長 ：それでは続きまして、3 番目。グロウスさんお願いします。

【委員 ：(グロウスから報告)】

会長 ：続きまして、ラナさんお願いします。

【委員 ：(ラナから報告)

会長 ：それでは続いて。地域生活支援拠点部会まつきち、島さんお願いします。

【事務局：(まつきちから報告)】

会長 ：最後になりますが、就労部会お願いします。

【委員 ：(就労部会から報告)】

会長

以上、六つのワーキングからご報告がございました。何かご質問等ありますか。

委員

拠点部会の愛称なんですけど。これは精神障がい者に対する差別用語です。何でこんなのを付けたのかというのが、本当にわからなくて。意味がわからない方があったらいけないので、申し上げますけど。ひらがな 4 文字になってますよね。その下にがいを付けてください。私が何を言っているのかわかると思います。

ずっとそういう差別用語と戦う松阪の歴史がございまして。〇〇〇は今年創立 40 周年なんですけども。できた時は統合失調症っていう名前はなくて。精神分裂病と言われてました。福祉の対象じゃなかったんですよ。医療の対象でありまして。差別用語ですが、言いますけども。気が違っているとか、気が狂っている人だと言われて、入院するしかなかったんですね。やっと 2002 年に統合失調症という名前に変わったんですけど。それは家族会の連合会というのがありまして。それが国に、1990 年代から 10 年かけて訴えて。とにかく精神分裂病という名前はやめてくれと。つまり、病気と人格が一個になってしまっているので、病気だからその人は一生狂ったままで治らないという差別につながるので、やめてほしいということで。すごく働きかけた歴史というのがありまして、やっと統合失調症。病というのがとれて、症になったんです。つまり、症状と人格は別だということになったので。分裂という言葉がなくなったということもありますけど。病が症になったということが大きいというふうに、私たちは考えております。

例えば、私の家族の話をしますと。最初に診断を受けた時は、統合失調症という名前はなかったので、精神分裂病というふうに診断されました。その当時はいろんな意味で理解もなかったし、いろいろ大変でしたので。気が狂った人の家族は出てけと、近所の人に言われまして。一家で引っ越しをしたことがあります。

私だけじゃなくて、家族会の人はみんなそういう歴史を持っておりまして。ですので、何でこの言葉にこんなに反応するのかと言われたら仕方ないんですけど。人生を通じてこれと戦ってきたんですよ。その名前をですよ、なんで〇〇〇さんが付いていながら付けたのかというのが本当に悔しくてしょうがありません。素人の、精神障がいに理解がない人たちが付けたんだったら別にいいんですよ。

これね、〇〇〇で説明をした時に、これやり過ごそうと言ったんです。こんなん蒸し返してもしょうがないしって。私たちがこの言葉を使いたくなかったら、使わなかったらいいと言ったんですけど。みんなに怒られまして。「じゃあ、〇〇〇さん聞くけど。自分の子どもに、お母さんに何かあった時にまつきちというところに電話しなさいって、あんた言えるんか」って言われて。言えないです。この生活拠点というのは精神障がいのある人たちが、親がいなくなった時に、最後のよりどころになるためということで作られたと、私は理解してるんですけども。何で、よりによってこんな言葉入れなくてはいけないのか。そういうことでございます。

ですので、自分で話を出して言うのもなんですけど。これ悪気がなくて付けたので、別の意味が

ありますとか。みんなで、これでいいと思ったんですとか。そういう説明とか言い訳はいらないんです。それ二次災害なので。ですから、会長さんも気を遣ってそういうのを言ってもらわなくていいです。聞いたら私、今晩は腹が立って眠れませんので。

私の希望としては、この話はここで終わりにしてもらって。できたら松阪市さんにですね、これは差別用語であるということを正式に認定していただいて。行政文書で〇〇〇に出していただきたいです。それをいただいたら、私はそれを壁に貼ってですね。〇〇〇として、権利擁護のために戦ってきたという歴史を刻みたいと思っています。部長さん、よろしくお願いいたします。以上です。

事務局

特に言い訳は不要だというところでお話いただいたところなのですが。私の認識不足というところもあったと思いますので、確認させていただきたいというところもあって、発言させていただきます。お願いいたします。まず、まつきちという 4 文字が、精神障がい者を示す差別用語であるということについてというのが、私は一般的にそういうものであると存じ上げていなかったんですが。ここで、たくさんの知見のあられる方々がお集まりいただいているので。もし、そのまつきちという 4 文字が、精神障がい者を差別するような文言である。そういうふうに認定されているということであれば、教えていただきたいというふうに思っております。

ただ、言葉の響きとか、印象から不快に感じられたという方。そういう方々が大勢いらっしゃるという意見は私も尊重して、協議会内で丁寧に対応していきたいと思っておりますし。また、松阪市さんがまつきちという名称を付けていただいたことについては。先ほどおっしゃっていただいたように、協議をしていただくのかなというふうに思っております。

愛称は必ず必要というものではございませんので、必要に応じて変更とか、仕様の方法というのも見直すことも必要かと考えております。

今、お伝えできることは以上なのですが。先ほど申し上げましたように、このまつきちという 4 文字について、精神障がい者を示す差別用語であったとするならば、ここでお詫び申し上げたいと思います。過去の歴史なども含めて、皆様からご意見を頂戴というか、ご教示いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員

生活拠点に関しては。立ち上げの時にすごく苦労されてね、〇〇〇にもヒアリングにきていただいて。パンフレットの案なんかは、すごく意見出していただいて。一緒に作ってきたという、そういう思いはあります。ですので、登録者も少ない状況ではありますけれども。これは小さくても大きく育てるものと思って、ずっと協力もしてきたし。〇〇〇でも勉強会とかして、頑張って協力してきた中でですね。

例えばですけれども。パンフレットを作る時に、意見を聞きに来てくださったという時の、そのままの姿勢でいらっしゃるんだったら。例えば、愛称を決めたいからこうするとか。そこまででなくても、松阪の当事者のところに、「こういう案があるんだけど、どうですか？」とか。

愛称というのは、使う人が口にしやすいものが愛称だと思うので。精神障がいの人が普通に親しんでもらえるべきものであるかなと思うんですね。普通に考えても。今、まつきちというのが差別用語かどうかと言われましたけど。まつきちは差別用語とは言ってません。きちの方ですね。調べていただきますと、すぐ出てきますけど。「精神障がい　差別用語」って調べたら、一番上に出てくるのがきちです。特に漢字表記じゃなくて、ひらがな表記とか、カタカナ表記。それから、短縮した記事ですね。こっちの方が差別の度合は深まるんですよ。簡単に言えるということで。

なので、これは協議するとかそういうのじゃなくて。だめなものはだめです。差別されていると感じている者がこれは差別だって言ってるんだから。

とにかく、そういう愛称があるということだったら、誰も使うことはできない。内々でその言葉を使う気にはならないし。もしパンフレットにその愛称が書いてあったりするんだったら、そのパンフレットは松阪に置けないですよね。統合失調症の人というのは、何かがきっかけでスイッチが入ると、症状が悪くなってしまう人たちなんですよ。意味とか何とかって、理屈で説得できる人じゃなくて。きちという言葉を聞いて、昔のことを思い出したら、半年ぐらいだめになっちゃうとか。そういう人たちのところで、家族も息を潜める感じで。何の音もなく一日が終わってほしい。何もなく終わってほしいと思っている中でこういうことをですね。何で自立支援協議会でされないといけないんですか。ということなので、〇〇〇としては、これは議論の余地はありません。差別されてますので。正式にここで抗議申し上げます。

会長

こうなった経緯が、私は細かいことはわかりませんけども。他の委員の方はどのようなお考えでしょうか？　忌憚のないご意見を。

これは非常に大変なことだと思うんですね。言葉というのはいろんな意味でね。これは違うでしょ？　困るでしょ？　ということがあるので。委員さんがおっしゃられたように、変えられたら変えた方がいいんじゃないか。その通りだと思いますけど。そのへんについて、当局としてはどうなんですかって思いました。判断できないでしょうけどね。

この名前に至ったということについては。細かい経緯というのは、なんとも言えませんけど。委員がおっしゃったことは、これは問題にせざるおえないと。ここで抗議されるということだから。これは、委員の方々は放置できないだろうと思いますので。忌憚のないご意見を。

委員

やはり、これを執行部が書かれたということであればですね。もう一度回答をいただきたいと思いますし。やはり愛称というのは言いやすいこともありますけども。本当に愛称は簡単で覚えやすい、短い言葉っていろいろあるわけですけど。そういうことも含めてどうですか？　執行部さんはどういうお考えを持っているか。やはり私たちは、そういうのを変えていこうと。自立支援ですからね。こういうことを考えた時に、そういうことが委員さんから出たんですから、これは変えるべきだと思いますけど。いかがでしょうか？

会長

委員の方から変えたらどうかと。こういうご提案がございましたが。それについて。細かい経緯は説明できるんですか？

事務局

私も拠点部会のメンバーとして、会議等に参加させていただいておりまして。その経緯や名称の意味合いにつきましては、これまで説明していただいた内容で、事務局としてもその通りの内容でございます。

名前の付け方というか、経緯につきましては。生活拠点部会の各委員さんから、いろんな名称の募集をしまして。その中で、各委員の中で多数決で決めたというのが実情でございます。

その中で、委員がおっしゃられましたように。そういった言葉の中で差別的な意味が含まれているかどうかということに関しては、私ども松阪市としても認識不足であったりとかですね。気が付かない部分は、その時にはあったかと思います。愛称につきましても、そのようなご意見をいただきましたことから。事務局一存で決めるということではございませんので。また部会の中で、名称についてどうあるべきかというところを協議させていただいて。また、改めてお返事をさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか？

会長

どうですか？　部会の方に一回持ち帰って、名前を変えてほしいって。変える方向でいいんじゃないのって、勝手に決めてはいけないんだね。

委員

名前は変えても、変えなくてもいいんですけど。これを差別用語と思うかどうかというのを行政文書で出してください。

会長

私に決定権があるわけではありませんので、なんとも申し上げられませんけども。部会の方で、多数決で決めたというのがご説明でしたけど。専門部会が集まって、そこで話してはないわけだし。部会だけの話でしょ？部会の中の多数決で決められた。それを障がい福祉課の中で ok したという。そういうことですね。誰も気が付かなかった。

委員

今、会長も言っていただきましたけど、気が付かなくてやってしまったわけですからね。ですけど、そういうことが起こったわけですから、それを基にして再考すべきだと考えます。ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

事務局

ありがとうございます。改めまして、委員の皆様からのご意見をいただきまして。市としても名称について認識不足であり、誤りであったということがわかりましたので。これをもって名称については変更させていただくということで、お返事させていただきたいと思います。

会長

そういうことで。それ以外で何かございますか？　だいぶ時間取りましたけど、これ非常に大事なことだと思います。言葉というのは、私たちが気を付けて使わないと。どういう形で、何が起こるかわからない。今ふうではありませんが、こういうところにこそ AI を使ってみるべき。サーバーがしっかりしてれば、きちんとした答えを AI は書いてくれます。別に AI がうんぬんではないですけども。AI というのはそういうふうな面で使ってみるのも一つの手ではないかなという気がします。

委員

すみません。医療同意書の件。この場で議論をするような時間はないと思いますけど。このへんについては国の方からある程度指針が出てますので、調べていただければわかると思います。

ただ、それだけでは解決できないので。最終的に医療機関側が気にするのは結局、誰がお金を払ってくれるのか。別に同意がなくても手術は可能です。ただ、誰が払ってくれるかというのが困るんですよ。ある程度指針を出てますので、関係機関が集まったところで、話がついていると思います。

もう一つ。医療的ケア部会、非常に期待しております。ただ、これ医療ケア児だけなのか。それとも者も入れるのか。これだけ読むと子どもだけのような感じがします。なぜそこだけ分けるのか。者も入れていいんじゃないか。実際、現場でケアする方からすると、年齢は関係なくて同じであるという感じがあります。

ちょっと後半とは違いますけども、前半で精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムですけどね。包括ですけども、協議をしていただいているということですけども。すでに高齢者の地域包括ケアシステムも動いているわけですよね。それとは別に、また障がい者として立ち上げるのか。将来的に一本化していくつもりでおられるのか。本来は一緒にやるべきものになってくると思うんですけども。今の、高齢者の医療地域包括ケアシステムの方へ、ちょっと精神障がいのことを聞くと、それはうちらとは関係ないですというような答えが返ってくる。ですから、それをうまく誘導していかないといけないんだろうなと。そのへんの意識を持ってやってもらえるのか。障がい者だけでやると問題が起こるかなと思いますので。以上です。

会長

大きな問題。私が聞いててもそれは思いましたけど。時間がないので、協議を。非常に参考になるご意見をいただいたと思います。また、それを考慮しながら新しい部会を作っていく時の注意。

それから、協議をしなければならない時、どうしても私たちは全体にアナウンスがいくんですね。一般制度というのがあるんですね。一般的な議論をやる。これは、実は非常に難しい言葉で、今の世の中というのは一般制度になっているところが。ある意味ではですね。健常者を中心とした社会のいろんなルールもその通りに作られているらしい。ということで、そこから排除されてしまう。そういうことを考えていく必要がある。

今日は時間が少しオーバーしましたけれども。非常に中の濃い。ある意味では、普段はこういう議論をやらなかったから。たまにはこれでいいんじゃないかと思います。課としては、いろいろ用意をしてもらって大変だったと思うけども。やはり、注意を払っていかないといけないということだと思います。ワーキングについては、ここまでにしたいと思います。

会長

最後にですね、その他。第 6 期松阪市障がい者計画の策定について。これについて、お願いしたいと思います。

【事務局：（第 6 期障がい者計画について説明）】

会長

ありがとうございました。新しい計画、まだ作ってる最中かと思いますけども。

今回初めてですね。これだけ時間がオーバーしたのは。やはり報告に随分時間を取ってしまった。タイムキーパーで考えますと、30 分延びたんですね。報告がね。本当は協議会だから協議がメインなんだよね。連絡・報告事項は協議するポイントをこれから出し合って、そこで意味のある議論をここでやって、その方向性をつけていく。そのための準備というのは、まず六つの部会。ワーキング、専門部会はそのためにあるんだから。そこで練り合わせた意見が。お互いそれぞれの活動で、いろんな課題解決。そういうところでお互いに情報交換しながら練り合わせて、そこで一つのものを作り上げてきて。ここで専門部会に属している皆さんたちが、どんなふうに意見をもっていられるかというのを出してみると。こういうふうな仕組みでやっていかないと、本当に協議会の意味がなくなってしまう。ただ、連絡・報告だけ。これは私が今までやってきたことの反省でもあります。

ということで。非常に長時間お付き合いいただきましたけれども。本日はどうもありがとうございました。

事務局

本日は長時間に渡りご協力いただき、誠にありがとうございました。

次回の会議の開催につきましては、また。例年ですと 2 月なんですが、福祉計画の報告もございますので、1 月か 2 月に開催させていただきたいと思います。日程が決まりしだい開催通知をお送りしますので、また次回もよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。